

公 示 日：2025 年 10 月 29 日（水）

調達管理番号：25a00607

国 名：ヨルダン

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ第三チーム

調 達 件 名：ヨルダン国 ASEZ スマートシティ能力強化プロジェクト詳細計画策  
定調査（都市計画・スマートシティ）

適用される契約約款：「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

### 1. 担当業務、格付等

（１）担当業務：都市計画・スマートシティ

（２）格 付：３号

（３）業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2025 年 12 月上旬から 2026 年 2 月中旬

（２）業務人月：1.43

|              |      |      |
|--------------|------|------|
| （３）業務日数：準備業務 | 現地業務 | 整理業務 |
| 5 日          | 28 日 | 5 日  |

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）簡易プロポーザル提出部数：1 部

（２）見 積 書 提 出 部 数：1 部

（３）提 出 期 限：2025 年 11 月 12 日（水）（12 時まで）

（４）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E)

[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 11 月 21 日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針      | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点  |

（2）業務従事者の経験能力等：

- |                |      |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験      | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点  |
| ③ 語学力          | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等    | 16 点 |

（計 100 点）

|           |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|
| 類似業務経験の分野 | ICT やデータを活用した都市の計画策<br>定や実施促進に係る各種調査及び業<br>務 |
| 対象国及び類似地域 | ヨルダン及び全途上国                                   |
| 語学の種類     | 英語                                           |

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

本案件は、ヨルダンのアカバ経済特別区（ASEZ）において、都市課題をスマート技術によって解決するスマートシティアプローチが、そのマスタープラン策定、実施体制、実施プロセスの確立によって実装され、もって ASEZ における公共サービスの質が向上し、アカバ市民の生活の質ならびに観光滞在の満足度が高まることで、都市としての魅力強化に寄与するものである。

ヨルダン政府は、ICT を成長セクターとして位置付けており、2019 年にはデジタル経済・起業省を新たに立ち上げ、デジタルインフラの改善、電子政府の推進、都市計画と公共サービスの改革の促進など、デジタル経済の実現に向けた政策を推進している。2022 年には経済近代化ビジョン（Economic Modernization Vision）を発表し、経済成長の戦略的目標として「スマートヨルダン」が強調されている。その中では、ヨルダンのアカバが国際的な観光地となることでヨルダン経済全体の発展のドライビングフォースとなることが強調されている。

ヨルダンの首都アンマンの約 350 km 南に位置するアカバは、当国唯一の海岸線を有し、当国および周辺地域の貿易と物流のゲートウェイとして機能に加えて、国の経済をけん引する重工業の拠点であり、またペトラ遺跡、ワディラムと黄金の三角地帯（Golden Triangle）として当国の観光開発の一翼を担っている。アカバの人口は約 20 万人ながら、戦略的に重要な場所に位置する特徴的な都市であり、国の安定的な成長と地域の安定のために非常に重要な役割を担っている都市である。

ヨルダン政府は 2000 年にアカバ経済特区法を制定し、同法に基づき 2001 年に設立されたアカバ経済特区庁（ASEZA）は、2004 年に設立され公有資産の保有と開発実施機関の役割を担うアカバ開発公社（ADC）と連携してアカバ経済特区（ASEZ）の計画策定及び開発を実施している。

JICA が支援した開発計画調査型技術協力プロジェクト「ASEZ 都市開発マスタープラン更新プロジェクト」（2022 年～2024 年）では、ASEZ を含むアカバ県の人口が 2040 年までに人口 55 万人程度となるシナリオを描き、「Authenticity and Promising Opportunities」の開発ビジョンを掲げた 2040 年までの都市開

発マスタープラン（2040 年 ASEZ マスタープラン）を策定し、2024 年 10 月に ASEZA の理事会において正式に承認された。このマスタープランでは、マネジメント戦略として、効率的な都市運営とモニタリングを実現するスマートガバナンスを明記するとともに、「スマートシティ」を重点セクターとして特定し、ASEZ の都市開発の重要な位置付けにしている。マスタープランの過程においても、ガバナンスや交通、災害対策、環境、観光、エネルギー等の面での課題及びそれらの解決に向けたスマート化の必要性が呈されている。また、ASEZA は USAID の支援を受けて、2024～2028 年 ASEZA 戦略計画を策定しており、その戦略目標の 1 つとしてスマートシティの開発が挙げられている。

ASEZ スマートシティのビジョン、戦略、取組、プロジェクトが 2040 年 ASEZ マスタープランと 2024～2028 年 ASEZA 戦略計画の両方で提案されているが、スマートシティ化の実現に向けての包括的なマスタープランや行動計画、組織体制については未だに設定されていない状況である。スマートシティの達成に向けた包括的で詳細なマスタープラン策定に加え、そのマスタープランの実施体制や実施能力の強化のためのパイロット活動の実施に係る支援について日本政府に要請があり、実施されるものである。

今回実施する詳細計画策定調査では、要請内容及びニーズの再確認、スマートシティ推進に係るヨルダンやアカバの現状、都市課題、実施体制などを確認し、本案件の実施体制や活動内容について協議し、本案件に係る合意文書締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （１）準備業務（2025 年 12 月上旬～2025 年 12 月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書、これまでの ASEZA との協議内容等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ヨルダン側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。

- (ア) ヨルダン国及びアカバにおけるスマートシティ推進に資する戦略、計画、取組などの現状及び課題を分析する。以下は参考例であり、必ずしもこれに限定されない。
- A) 2019 年のデジタル経済・起業省立ち上げに伴うデジタルインフラの改善、電子政府の推進、都市計画と公共サービスの改革促進の取組
  - B) 2021 年に発表された「Jordan Tourism Strategy 2021～2025 (ヨルダン観光戦略 2021～2025 年)」に係る取組
  - C) 2021 年に発表された「国家デジタル変革戦略及び実施計画 2021～2025 年 (National Digital Transformation Strategy and Implementation Plan 2021-2025)」に係る取組
  - D) 2022 年に発表された「経済近代化ビジョン (Economic Modernization Vision)」に係る取組
  - E) 先行案件「ヨルダン国 ASEZ 都市開発マスタープラン更新プロジェクト」で提案されている課題や提案及び同プロジェクトで策定・承認された 2040 年 ASEZ マスタープランに記載されている内容
  - F) USAID 支援の 2024～2028 年 ASEZA 戦略計画に係る取組
  - G) アンマン市のスマートシティへの取組
  - H) 米国国務省による Economic Reform Activity Project による投資促進に係るビジネス環境改善や業務手続きの簡素化の取組
  - I) スイス外務省支援による Transnational Red Sea Center と連携したアカバ海洋保護区におけるエコシステム保護やモニタリングのためのスマート e 環境イニシアティブ
  - J) アカバ交通公社によるスマート交通の分野でのデジタルチケットや電子決済システム、リアルタイムの車両管理や GPS 追跡、利用者の乗車履歴分析による意思決定ツールの導入 など
- (イ) ASEZA の所掌業務、部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験等について、必要に応じてヒアリングを実施する等して、確認する。なお、ヒアリングを実施する際は事前に JICA と調整すること。
- (ウ) 2040 年 ASEZ マスタープランで特定された 7 分野（ガバナンス、モビリティ、災害管理、環境、住居・観光、経済、エネルギー）での

スマートシティ推進に係る関連組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。

- ② プロジェクトの PDM(Project Design Matrix) 案、PO(Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 調査団内の打合せや対処方針会議等に参加する。
- ④ 日本の自治体における類似のスマートシティ活用事例につき情報収集し、自治体との連携可能性を検討するため、日本国内での打合せ等に参加する。

(2) 現地業務 (2026 年 1 月上旬～2026 年 1 月下旬)

- ① JICA ヨルダン事務所等との打合せに参加する。
  - ② ヨルダン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
  - ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - ④ 本案件がアカバの国際的な観光地としての発展や 2040 年 ASEZ マスタープランの開発ビジョン「Authenticity and Promising Opportunities」達成にどのように資するか、観光関連組織・部署への訪問も検討の上、ヨルダン側関係機関と協議の上、提案する。
  - ⑤ 2040 年 ASEZ マスタープランで特定された 7 分野（ガバナンス、モビリティ、災害管理、環境、住居・観光、経済、エネルギー）のスマートシティへの取組に係る現状や課題の確認を行う。加えて、パイロットプロジェクト実施に向けた詳細実施設計の内容や積算を参考に、本案件で注力すべき分野や当該分野の課題解決に資する活動内容等をヨルダン側関係機関と協議の上、提案する。
  - ⑥ スマートシティを推進し、パイロットプロジェクトの実施経験のあるアンマン市を訪問し、都市計画・スマートシティ推進の観点から同市の取組に関する調査・分析を行う。
  - ⑦ 本案件で策定予定のスマートシティマスタープランの方向性についてヨルダン側関係機関と協議の上、提案する。
- (ア) ③の情報収集をもとに、策定予定のスマートシティマスタープランとスマートシティ推進に係る国家戦略や既存の計画などとの整

合性を明確化する。

(イ) 「ヨルダン国 ASEZ 都市開発マスタープラン更新プロジェクト」で提案されているスマートシティに関する内容（課題やビジョン、優先プロジェクト、組織・運営体制、ロードマップなど）をもとに策定するか、もしくは改めて見直しが必要かを確認するとともに、スマートシティマスタープランで記載する内容（ビジョン、戦略、ロードマップ、短期・中期・長期のアクションプラン、キーマイルストーン、概算予算、組織体制、ステークホルダー間の役割分担、承認プロセス、導入見込みのシステム要件、パイロットプロジェクトの情報など）とその粒度について確認する。

(ウ) データ公開などに係るスマートシティ推進に向けた政策や法規制に係る提案方法をすり合わせる。

⑧ スマートシティ推進に係る組織体制の構築や能力強化プログラムの内容についてヨルダン側実施機関と協議の上、提案する。

⑨ パイロットプロジェクトの方向性について、ヨルダン側関係機関と協議の上、提案する。

(ア) パイロットプロジェクトの目的、対象領域、実施場所や投入内容（ハードやソフトを含む）、実施に係る概算や期間などを確認し、対応案を提案する。

(イ) 住民などからの意見収集や提案・評価に係る制度設計や運用方法を確認し、対応案を提案する。

(ウ) 産学官連携やヨルダン国内外の都市（アンマン市や日本国内の自治体など）との連携可能性を検討する。

⑩ JICA Climate-FIT（緩和版）等を参考に、温室効果ガス（GHG）排出量削減効果の推計を行うとともに、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本案件に与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推定を実施し、本案件が気候変動対策に資するか検証するとともに、気候変動緩和策／適応策としての案件形成の実施及び先方政府・実施機関との認識共有（M/M、R/D、M/D 等への明記など）を行う。

⑪ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。

⑫ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ヨルダン事務所等に報告する。

(3) 整理業務 (2026 年 2 月上旬～2026 年 2 月中旬)

- ① 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書 (和文 3 部)

2026 年 2 月 20 日 (金) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版 (以下同じ) の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

### (2) その他留意事項

ヨルダン国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、アカバ、ペトラ : 21,700 円／泊、その他の地域 (アンマン含む) : 19,000 円／泊として計上が可能です。また、

滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

なお、「7. 業務の内容」に記す（２）現地業務のうち、現時点では、8 割はアカバでの滞在、2 割はその他の地域（アンマン含む）での滞在として見積もってください。現地業務の主たる業務はアカバになりますが、その他の地域（アンマンを含む）では、JICA ヨルダン事務所との打合せ、関係省庁・機関（デジタル経済・起業省、内務省、観光省など）との打合せ、アンマン市との打合せ・調査・分析などの業務が想定されています。

## 10. 特記事項

### （１） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 1 月 3 日（土）～1 月 30 日（金）を予定しています。  
JICA の調査団員は本業務従事者と同時に若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア） 総括（JICA）
- イ） 都市計画（JICA）
- ウ） 協力企画（JICA）
- エ） 評価分析（JICA）
- オ） 都市計画・スマートシティ（本コンサルタント）
- カ） ICT・データ利活用（JICA が別途契約するコンサルタント）
- キ） ジェンダー主流化調査分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICA ヨルダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア） 空 港 送 迎：あり
- イ） 宿 舎 手 配：あり
- ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ） 通 訳 傭 上：なし
- オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA

団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取付が必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第三チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛ご連絡ください。

依頼メール件名：「参考資料送付依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」  
資料

- ・本案件に関する要請書へのASEZAからの補足資料
- ・ASEZAとの協議資料

- ② 本業務の先行案件である「ヨルダン国 ASEZ 都市開発マスタープラン更新プロジェクト」に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・「ヨルダン国 ASEZ 都市開発マスタープラン更新プロジェクトファイナルレポート」

[https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_307\\_12387122.html](https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_307_12387122.html)

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ヨルダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上